

各種学校規程の一部を改正する省令要綱

一 各種学校の校舎の面積について、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合には、校舎面積基準によらないことができるものとする。 (第十条第一項関係)

二 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるものとする。 (第十条第四項関係)

三 この省令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)

○文部科学省令第三十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条第三項の規定に基づき、各種学校規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年六月二十一日

文部科学大臣 河村 建夫

各種学校規程の一部を改正する省令

各種学校規程（昭和三十一年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「面積は」の下に「、百十五・七〇平方メートル以上とし、かつ」を加え、「（生徒数の増加に応じ、教育上支障のない限度において減ずることができる。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

第十条第四項を次のように改める。

4 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設

備を使用することができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 各種学校規程の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第十条 各種学校の校舎の面積は、百十五・七〇平方メートル以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり二・三一平方メートル以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 2・3 (略) 4 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。	第十条 各種学校の校舎の面積は、同時に授業を行う生徒一人当たり二・三一平方メートル(生徒数の増加に応じ、教育上支障のない限度において減ずることができる。)以上とする。ただし、百十五・七〇平方メートルを下ることができない。 2・3 (略) 4 校地、校舎その他の施設は、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合に限り、その一部は他の学校等の施設を使用することができる。